

昭和二十七年四月二十一日(月曜日)
午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 中村 純一君
理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君
理事 今澄 勇君 阿左美廣治君
江田斗米吉君 小川 平二君
土倉 宗明君 永井 要造君
南 好雄君 村上 勇君
高橋清治郎君 風早八十二君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君
出席政府委員

通商産業理事 松田 道夫君
秘書官 飯山局長

委員外の出席者

参考人(大昭和石油株式會社常務取締役) 石崎 重郎君
参考人(東亜石油株式會社社長) 近藤 光正君
参考人(福岡県商工會議會長) 栗田 數雄君
参考人(福岡県商工會議副會長) 三村 保君
参考人(福岡県商工會議常任委員) 宮崎 光次君
参考人(福岡県商工會議常任委員) 谷崎 明君
專門員 越田 清七君

本日(の)會議に付した事件
臨時石炭鐵道復旧法案(内閣提出第一五九号)
特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)
旧軍工廠施設取下げに関する件

○中村委員長 これより會議を開きます。
本日(は)まず特許法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を求めます。高橋通産大臣。

特許法の一部を改正する法律案
特許法(大正十年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第三十二條中「條約又ハ之ニ準ズベキモノニ規定アル場合」の下に「並其ノ者ノ屬スル國ガ日本國民ニ對シ其ノ國民ト同一ノ條件ニ依リ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認メ又ハ其ノ者ノ屬スル國ニ於テ日本國ガ其ノ國民ニ對シ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認ムルコトキハ日本國民ニ對シ其ノ國民ト同一ノ條件ニ依リ特許權及特許ニ關スル權利ノ享有ヲ認ムルコトト為ス場合」を加える。

附則
1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力發生の日から施行する。
2 この法律の施行の日から日本國が國際民間航空條約の當事國となるまでの間は、國際航空に従事する國際民間航空條約の當事國(工業所有權保護に關する千八百八十八年三月二十日のパリ同盟條約の當事國でない國で、國際民間航空條約の他のすべての當事國の國民に對し特許權、實用新案權、意匠權その他特許、實用新案又は意匠

に關する權利の享有を認める國以外のものを除く。)の航空機又はその裝置若しくはその用に供するため輸入した裝置は、他の用に供する場合を除き、特許法第三十六條各号(實用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十六條及び意匠法(大正十年法律第九十八号)第二十五條において準用する場合を含む。以下同じ。)の一に該當しないものであつても、特許法第三十六條各号の一に該當するものとみなす。

○高橋國務大臣 特許法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。
今般、日本國との平和條約の効力に伴ひまして、特許權等の享有に關し、外國人に対する制限を緩和いたしました。また國際民間航空條約の當事國の航空機等に対しまして、特許權等の効力の特例を設ける必要が生じたので、改正を行おうとするものであります。

すなわち、従來わが國におきまして特許權等を享有できる外國人は、わが國に住所もしくは營業所を持つてゐる者か、あるいは工業所有權保護同盟條約の國民またはこの條約の領土内に住所もしくは營業所を持つてゐる者に限られたものでありまして、その他の外國人に対しましては一切特許權等の享有を認めておらなかったものであります。ところが、今回の日本國との平和條約によりまして、連合國の中でわ

が國の國民に特許權等について内國民待遇を与えてゐる國の國民につきましては、わが國も同様に内國民待遇を与えることになつてゐるのであります。

また今回の平和條約に参加してゐない國におきましても、すでにわが國の國民に對しまして無條件にまたは相互主義により特許權等の享有について内國民待遇を与えることとしてゐる國が多に現状でありますので、これらの諸國に對しまして、前記連合國と同様に相互主義の原則に基いて特許權等を享有できるように、外國人の權利能力の制限を緩和したいと考へるものであります。

次に今回の平和條約発効と同時に、わが國は國際民間航空條約加入前といへどもその航空條約の規定を実施することになつておりますので、國際民間航空條約の當事國の當事國の航空機、その部品等が特許權等の侵害の理由で差押えその他の請求を受けることがないように、特許權等の効力を除外したいと考へるのであります。

なおこの措置はわが國が國際民間航空條約に加入するまでの臨時的なものでありまして、條約加入後は現行特許法により同條約が適用されることになつております。

以上申し上げました点が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを御願ひいたします。

○中村委員長 以上をもつて提案理由

の説明は終了しました。質疑は次會にこれを行うことといたします。

○中村委員長 次に旧軍工廠施設取下げに關する件について調査を進めます。高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 四日市における旧軍工廠施設取下げに關して、過般新聞紙上において、この問題をめぐつていろいろ國民疑惑の念を与えてゐるのであります。一体この旧軍工廠施設取下げに關して、今日までの経過はどのようになつてゐるか、通産大臣に伺いたい。

○高橋國務大臣 ただいま五人の審査委員を囑託いたしましたので、その委員會で審議研究中であります。まだ何も結論に達するところになつておりません。この問題は前に決定いたしました播磨造兵廠の場合も同じでありまして、いろいろ／＼なデマが新聞紙上ににぎわしてありますけれども、何分多數の出願會社がおりますので、そういう方面からいろいろ宣傳が行われてゐるのでないかと思ひます。それらの多くは、私ども全般にわたつて研究してゐる者から見ますと、當らないものが多いのであります。この決定は先刻申しましたように、まだ何ら結論に達しておりません。私は、情実あるいは運動に左右せられてこの問題を決定することは斷じてないことを、こゝで御確約できる自信を持つております。

○高橋(清)委員 大臣の今のお話で、大臣の心境はわかりましたけれども、各十一社の申し込んだ会社の人々と過

般わが党は会つて、いろ／＼と意見を聞いたのであります。しかしそのうちに三菱石油会社とある外国会社とに九分九厘まで下げることに大体内定したというようなことをわれ／＼は承つたのであります。しかも時価よりも非常に安く、十六億くらいで下げるというようなことであつたのです。

これに對しまして通産大臣は一体この工廠の時価をどのくらいに御調査しておられるか。その点をひとつ承りたい。

○高橋國務大臣 御質問の最初の点であります。ある一定の会社に多分決定するであらうというふうな風評がいかに私にはふしぎに思ふのであります。私は先刻申しましたように、まだ何ら結論に達していません。また五人の委員会でも現在どの会社が有力であらうというふうな委員の個人の意見も一切発表しない。そういう点はいろ／＼な混乱が起き、誤解が起きおそれがあるから、委員諸君も、個人の意見として、どの会社がそのうちでいいだろうというふうなことは、最後の結論を出すまでは一切発言をしないことにする。今の方針で審査しておるわけなのです。今のある特定の会社に、多分もう私どもの意向がきまつておるだろうというふうなことは全然根拠のないこととあります。

それから価格の問題であります。価格の問題は、こういうことになつております。国有財産の処置でありますので、大蔵省の所管であるわけなんです。私も通産省としましては橋樑の場合も同様であつたのであります。この国有財産たる大きな施設を利用して、国家の産業に貢献するのにはこの会社が一番適當であらうという意見をきめて、それを内閣に報告いたしました。下げるの條件等につきましては大蔵省が折衝することになつておるのであります。

○高橋(清)委員 将来日本の防衛上の立場から、この施設をそういう方面に利用するようなお考えは、大臣としてお持ちであるかどうか。

○高橋國務大臣 四日市の施設の掘下げを、石油鉱業でなくて、あるいはほかの施設に掘り下げるべきかというふうな結論が出るかもしれません。それは第一、五人委員会がどういう結論を出しますか。ただ私個人の意見であります。日本石油工場施設が現在のままですらにふやす必要はないという前提であればともかく、石油施設もまだまだ増えなくちゃいけないということであらば、四日市は、立地條件が船着きの場合、いろ／＼な点を考えまして、石油鉱業には一番適してありまして、けれども今申しましたように、結論は出ておりません。

○高橋(清)委員 過般業者の会合の席で聞いたのであります。東亜石油の社長は、自分たちが前に持つておつた工場が強制的に買い上げられたのであるから、またこの掘下げを申し込んでおるのであるから、それをわれ／＼の方の会社に優先的に掘下げをしてもらうのが當然だと思ふというふうなことを述べておりましたが、そういうふうな前の關係を基準として掘下げをするようなことはないとはいえます。ただ私の考えますのは、日本の石油界の将来から考えてみますると、石油業者の人々の考え方もそうであるようでありまして、申込者全体の共同の、ある一つの国家的見地から

特殊会社をつくつて、これを運営された方がいじやないかというのが大半の空氣であつたやうであります。そういうようなことをお考えになつておりますかどうか。

○高橋國務大臣 ただいまのお話のような趣意でありましょう。新しい石油鉱業会社をこしらへ、現在の石油鉱業者の一部分がそれに参加して、そこへ掘下げを受けたという書類はせんだつて通産省の方にも出されました。それはさつそく審議會の方へ移しまして、せんだつての会合にそれらの発起人の諸君に来ていただき、説明を聞きまして、その説明にいろ／＼要領を得ない疑問の点がありまして、さらに書類をもつて至急回答すべく話し、そういう約束をもつてその諸君は帰られたのであります。そういう書類が出版された審議會で審査いたします。ただ私少しその中で理解ができていないのは、その新しい会社に協力参加するという会社が幾つかあるのだそうですが、これは全部ではないのです。そしてそこで説明されて名前を聞いたそれらの会社が單獨で掘下げを申請しておつて、それはまだ取上げてはいないのです。そうするとそれらの会社は單獨でも掘り下げてくれと言ひ、一方では、これはただ口の説明だけですからわかりませんが、共同してこういう会社もこしらへる。そして申請会社が全部というのならともかくも、みづから願ひてという自分の方へは掘り下げないだろうと考えられるような三つの会社が合同してそういう新しい会社を組織して掘り下げてくれというのは、私少しどうかと思う。もつとも誤解があるといけませんから申し添えておきます。

が、その申請している三社が新しい会社に協力するということは、この間見えた発起人の方々が話されたのです。それでその発起人諸君に質問をしてみると、協力するというのはただ口頭の約束であつて、それ以上には進んでいないのだという御説明でありました。から、それに協力するということで名前をあげられた会社の真意はまだわかつていないのです。そういうものを書類で返答を求め、いづれ確かなものにして説明書を出すと云つて帰られましたから、そのうちにそれらの点も明らかになると考えております。現在のところではその程度であります。

○高橋(清)委員 次に今後この工場をやつて行く上におきまして、国家的見地から外国資本を共同体としてこれに入れた方がいいと思はれるか悪いと思はれるか、通産大臣としての御意見を承りたいと思ひます。

○高橋國務大臣 あの工場を動かすには相当多額の金がかかるのです。ある会社では百億、ある会社では完成までには二百億というふうな計画だという説明であります。ですから私は当然外資を考え、また日本の現在の石油再製は、御承知の通り製品がいかにオクタン価の低い粗製品にすぎないのでありますから、外国の進んだ技術が入ることでも歓迎すべきだと存じます。ただその形式であります。形式についてはいろ／＼な意見がありましよう。しかしあれだけの大きな国有財産でありますから、外国資本が入つてその会社の指導権を持つという会社であれば私は適當ではないと存じております。これは私の意見であります。

○高橋(清)委員 日本の石油界が外国の資本を入れたことによつて指導権をとられるということは絶対に排斥しなければならぬと思ふのであります。なお先ほど大臣が心境を申された通り、あらゆる情実にとらわれずに、国家的見地から見てこの工場の処理を考へるという方針でどこまでも進んでいただきたいと思ひます。

かんじんの大蔵省から見えないので、この工場の時価評価と、今言つた三菱石油に十六億円で掘下げをするという点についての質問は、大蔵省から見えたならば答弁していただきます。次にはこれに對して大協石油の方から御意見を参考のため承つて、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○中村委員 此の際お諮りいたします。本件について大協石油株式会社常務取締役石崎重郎君及び東亜石油株式会社社長近藤光正君を参考人として、意見を求めたいと存じますが御異議ありませんか。

○中村委員 御異議なければさうとりはからいます。大協石油株式会社取締役石崎重郎君。

○石崎参考人 四日市の燃料廠の掘下げの出願関係者の一名として出席させていただきます。また大協石油の石崎であります。

御承知のように、あの燃料廠の掘下げをめぐりまして、十社に上るわれわれ同業の製油会社並びに關係の石油会社からいろ／＼な形で掘下げの出願がございまして、私は大協石油としての立場だけを御説明申し上げるのでございまして、諸般の情勢にかんがみまして、私の方は四日市の燃料廠と相並んだ四日市の灣の反対側に工場を建

た。御承知のように、あの燃料廠の掘下げをめぐりまして、十社に上るわれわれ同業の製油会社並びに關係の石油会社からいろ／＼な形で掘下げの出願がございまして、私は大協石油としての立場だけを御説明申し上げるのでございまして、諸般の情勢にかんがみまして、私の方は四日市の燃料廠と相並んだ四日市の灣の反対側に工場を建

た。御承知のように、あの燃料廠の掘下げをめぐりまして、十社に上るわれわれ同業の製油会社並びに關係の石油会社からいろ／＼な形で掘下げの出願がございまして、私は大協石油としての立場だけを御説明申し上げるのでございまして、諸般の情勢にかんがみまして、私の方は四日市の燃料廠と相並んだ四日市の灣の反対側に工場を建

設しております。あの工場を私の方で一日払い下げて経営するということは出願いたしました。その後の諸般の情勢にかんがみまして、これを一応辞退を申し上げました。このことは正式に書類をもつて関係当局へ差出してございます。ただタンク・ヤードは現在私の方で拜借しております。それにアラビヤからの原油を受入れて操業をしております。タンク・ヤードに關しましては今後も払下げ及び確保の希望を持っております。現在大臣からも御説明のございました合同経営案と申します。これは各社が競願いたしました。ほとんど収拾のつかぬような情勢になりました。先ほどお話のございました三菱石油さんの計画に對しても、あの設備がかりに民間の二社へ払下げになった際は、現在ほばバランスのとれていて、現在の日本の精製設備、ないしは国内のマーケットというものに相当大きな変化を来すということが業界の刺激になりました。ということが同時に、終戦後とにかく払下げの出願さえすればよいという態度の会社もございまして、それが十社以上に上つたわけでございますが、これを自然発生的に拾い上げて、どの会社にもこれを払い下ぐべきかという御選定をされることは非常に困難であり、かつ無理ではないかと思つてござい

ます。それで業界の長老の皆様が集まられて、この際どうやつて収拾すべきかというのを相談された結果が、今度新規に出た合同経営案と承つておりますが、この計画の詳細についてはまだ私もこまかい御説明を聞いておりませんが、趣旨としては現在の情勢においては最善ではないかもしれない

が、とにかくまだ割切れないものもございまして、これ以外には解決の方法がないかと思ひます。それで私の方としてこの合同経営案の出願者に払い下けていただくということに賛意を表するものであります。

○高橋國務大臣 ちよつと私一言したいのですが、今の御意見を聞いて、ただいまの石崎君の御意見の中に、たくさんさんの会社が出願しておつて、収拾つかぬような状態になつてゐるということであるが、そういうことは新聞にも書いてあります。これは一、二の出願者からそういう情報を流されたのではないかと思つて、私は収拾つかぬようなものになつてゐるということには全然考へません。これは私の担当の仕事であつて、今日の状態がいゝゆるたくさんの出願者があつて、かつて気ままな主張をされても収拾つかぬというような状態になつてゐるというお言葉には私はすこぶる侮辱を感じるので一言申し上げます。

○今委員 今通産大臣から御説明がございまして、なお大協石油の石崎常務から一応の御説明がございまして、できれば私は五人委員会の代表者からこれらの経過とその見通しについての御説明を聞くべく、五人委員会の代表者の見えるのを待つてゐるわけでありまして。特に私が通産大臣にお聞きしたいのは、今大臣の御説明で通産行政の責任者としてのあなたのお考えは大体わかりました。私も収拾つかぬやうになつてゐると思ひます。ただ問題は四日市の燃料廠の問題のみならず、この四日市の施設を石油関係者に払い下げるとすれば、通産行政の責任者としては日本の燃料政策、燃料政

策というものを、一体どうするのかというところにまず大體を發してお考えを願うということではないと、行き当たりばつたりであるということも免れません。そこで国内原油の採掘並びにこれが精製、外油の輸入これが精製、その外油の輸入については特定の輸入業者をもつて充てるような外資会社の外資を入れてやる方がいいのか、それともそういうことになしに、昔の日本が戦争前にやつておつたやうな、ああいう外油の輸入もあつて、そこで今後国内における石油の需要に對して、大體輸入とその他のものを見通して、四日市の燃料廠五十万トン程度のものをやつて、なおかつ六十万トンも足りないのだ、こういう一連の需要に見合う日本の供給すべき石油の面からの考え方、こういう一連の燃料政策に立つ四日市問題でなければならぬと思ひます。この問題が紛糾したか見えるのは、そういう石油政策というもののについての見通しと、明確な政策に欠けてゐるからであると思ふのでありまして、通産大臣のこれらに對する計画的な見直し、及び燃料行政についてひとつ率直に御意見を御披露いたして、引續いてこれらの問題について質問をいたしたいと思ひます。

○高橋國務大臣 ちよつともな御意見で私も御同意に存するのであります。その問題は日本の石油燃料政策といひますか、それに非常に関係を持つて決定して行かなければいけないわけですが、また日本の石油燃料行政といひます。根本は豊富な安い燃料を供給することでありまして、内地の資源が遺憾ながらこの面では非常に乏しいの

でありまして、どうしても海外から輸入しなくてはならない。それらの点につきましても、通産省で十分研究した案を持つてゐるのであります。今日は用意してありませんので、数字などもつけて次の機会に御答弁申し上げ、あるいは書面で御答弁したいと存じます。

○今委員 この基本的な通産省が抱く燃料行政というものの一環として、四日市というものをわれ／＼は論じなければならぬのであるから、これが概括については、大臣のそういった数字その他の点についてこの次に話でありましたけれども、まずこれが先決であるという意味において、鉱山局長も見えておられるが、どなたでもつけようです、お手もとにある資料でもつけようです。御説明願ひたい。

○松田（通産政府委員）方針の問題は私が申し上げるよりは大臣の方が適當と存じますが、ただいま持ち合せの数字で答弁するようにということでございます。需給関係を主として御説明申し上げます。石油の需要の今後の伸びというものにつきましては、日本の経済事情の変化、これがノルマルな状態でございせんのはつきり間違ひのない見通しをつけることはなかなかむづかしいのでございますが、こゝで申し上げますのは、安本がこゝ四、五年を予想したしまして、それに最近の事情その他を加味いたしました需要予想数量を申し上げたいと思ひます。ラウンド・ナンプで申し上げますと、二十八年度になりまして六百三十万キロリットル、二十九年度が六百四十万キロリットル、三十年が六百六十万キロリットル、三十一年度が六百七十万キ

ロリットル、こういう需要でございます。これに對しまして國産の原油は三十六万キロリットルくらいでございますので、一割足らずの生産しかございません。それから精製の面でございますが、現在の精製工場能力は大体十萬バレルで、これを年間のキロリットルに直しますと、五百八十萬キロリットルの製品ができる。現在と申し上げましたが、不正確でございます。今日日本の石油会社は増産計画を持つておりますが、はつきり固まつた増産計画、従つて二十七年末までに完成が予想される数字も入つておりますが、これができ上りますと、五百八十萬キロリットルという数字になります。

○今委員 今精製石油の大体の生産高並びに安本計画等の御説明がありました。そこでまずこの払下げの問題で、神戸製鋼が播磨造船所の旧施設の払下げを受けたこと、この四日市の払下げとの間には根本的な事情の相違があるということを申し上げねばならぬのであります。この四日市の施設を石油に払い下げることをきめるとすれば、通産省としては石油政策の上に立つて約五十萬キロリットルと予想される四日市の施設をどのように石油に利用した方が石油の供給需要の方でいいのかどうかという判定ができたからこそ、石油の方に払い下げたといふことになりまふのだらうと思ひます。そうすると、石油会社から三つも四つも申請が出て来る。そして通産省では公平を期したいといふので、五人委員会にこれをゆだねるということに當然と思ふ。そこで通産大臣にお聞きしたいことは、どういふ理由で四日市を石油に払い下げるべきであるといふ

ことをきめられたのか。もう一つは、その五人委員会なるものを何ゆえにつくつたのか、その五人委員を任命する方式あるいはそれを編成した方針というものがあるはずであるが、それはどういう方針によつてつくられたのかということを通産大臣にお伺いしたいと思っています。

○高橋國務大臣　御質問の一つは、あそこを石油業者に払い下げるということはどういう理由でできたのかということとであります。これは先刻高橋さんの御質問に対して述べましたように、通産省ではあそこは石油業者に払い下げるべきだということを今日まできめておるわけではないのであります。そ

それから五人委員のああいいう審査委員会をこしらえましたのは、私も就任当時、この問題は非常に重大な問題であるし、あれだけまとまつた国有財産を払い下げるといふことであるから、非常に慎重を期すべきであると考え、私が意見を聞くべく、あの人選をいたして五人の審査委員会を設けたのであります。

○今澄委員　その人選にわれ／＼は文句があるのであつて、もう少し各分野から民主的な方針によつて、経営者のみならずいろいろ／＼な方面から人を集められたらどうか、この五人委員会の人選について一定の方針を私は聞いたのであるが、御答弁がなかつたが、方針をお改めになつたのか、それともどういふ一定の方針でお集めになつたのか、あなたの顧問機関ということでおきめになつたのか、あるいは今後この人数をふやされる御意向があるのか、あるいはわれ／＼が要望するいわゆる学者なりその他の人をお入れになるような御意思があるのか、ついでにひとつ承りたいと思います。

○高橋國務大臣　これは私の諮問機關であつて、私が民間の信頼できる有力な人の意見を聞いてみたいという趣意から出たのであります。この決定はいつでしたか、この委員会でもちよつとそういうことに触れたつもりであります、審査委員会の意見を聞いてあくまで私の責任で決定をするつもりであります。それからこの委員会を拡張する、という考えは持つておりません。むしろ業者なりあるいは地方の方なり、いろ／＼な人の意見は参考聞くべきだと考えますが、その審査委員会で時々そういう適当な人に来てもらつて意見を聞いておる次第であります。

○今迄委員　そこで私は、これらの拙下けを決定する最終の責任者は通産大臣であるということが、あなたの御意見を明らかなりました。このあなたの方針によつて頼みになつた委員会委員がきめた決定を、あなたの責任においておきめになるということになると、通産大臣としてはこういうふう

はもとよりこれは地元の要望であり、日本の幸運であると考えられているだろう。だが私どもはこういう国家的な施設を、しかも燃料国策の重大な一環を将来になおうとするこの四日市の燃料廠については、私をして言わしむるならば、昭和二十七年度の計画その他先ほどの数字をあげてみると、大体まだ百万キロリットル程度の不足をする、そこで石油はもうつくらなくてもいいのだというような見解にはくみし得ないので、少くとも四日市の海軍燃料廠を精製工場として五十万キロリットル程度のものをつくり上げてもら

るいは四日市の精製工場についてのいろいろの御見解なりが明確でないではなにかということを指摘せざるを得ない。そこにいろいろ新聞紙上伝えられておるところの大きな、行き詰まつておるとか、収拾つかないという問題の基礎があるので、私がこの際お聞きしたいのは、以上のそういう前提に立つて——この四日市の燃料廠の価格査定というようなことはあと〳〵の問題だ。これを一体石油にやらせるのがいのかどうか。それから石油にやらせるとすれば、その石油国策の上に立つて、外資の入らない、国家が責任を負うて半官半民的な石油公社的な形態によつて、外資が全部支配しておるところ

て、五〇％も株を持つて、ほとんど外資を入れて、杜がやつておるように、外資を入れたら、國資本に牛耳られてしまふというやうな方々にこの四日市までもやらしてしまふということになると、日本の燃料政策を長い目で見ると、日本の國家の燃料政策というものは浸透しないといふことになるが、それでもいいのか。獨立を前にして責任ある通産大臣として、こういう問題こそは明確な方針と見通しを、信念の上に立つて答えてもらいたい。

○高橋國務大臣　御意見はこもつともでありますから、私は參考にしておきます。私は先刻も申したように、まだ結論に達していない。しいて言えば私

の現在の位置は白紙であるのですが、今あなたが言われたように、これは外国資本が指導権を持つて、日本政府の希望なり命令にも応じないような会社に払い下げるべきでないということとは、当然のことだろうと思います。それからこれは今あなたの御質問のうちにはなかつたのですが、先刻来私の答弁であるいは誤解があるといけませんから一言つけ加えておきますが、私が四日市に対してきめる問題は、かりに払下げをする場合に、たくさんの会社から申請をしておる。そのうちでどれが一番適當であるかあるいは全部が適當でないかということの通産省の意見をきめて、内閣へ報告して、内閣が最後の決定をするわけでございます。それから払下げの條件は大蔵省の方できめるわけで、かりに私が甲の会社に払い下げるべきだという結論を得まして、も、価格、條件などでまたそれが実行できぬ場合もあるわけであります。一応それだけつけ加えておきたいと思

ます。

○今委員 五人委員会は、お願いをしておつたのでありますが、お見えにならぬようでありますので、私はただいまお見えになつたという東亜石油の近藤さんに、今いろいろ大臣なり石油参考人から承つたのでありますが、この四日市の掘下げにからんで抱懐しておられる意見並びに現在までの経緯等について様子をこの際述べてもらいたい。ひとつ委員の御指名を願います。

○中村委員長 東亜石油株式会社社長近藤光正君。

○近藤参考人 私は東亜石油株式会社社長近藤光正であります。ただいまの御質問にお答えいたします。私は石油を四十二年間経営し、かつ四日市の施設問題につきましては、昭和二十年十一月一日出願の、第一先願の立場であり、かつは二十二年一月二十九日、當時内閣における中央特殊物件処理委員会においてタンク施設等の使用認可をとりまして、爾來五年間、今日も使用しております。石油業者の立場におきましては、最も歴史が古くかつ事情を存しておるものの一人であります。これが使用法について私見を申し上げるべしとの御質問でございますから、要点を申し上げて御参考にお供したいと思います。当時私の出願いたしましたのは、各精製業者も自己の経営についてすでに確信を失つて失神状態にあつた當時でありましたけれども、日本国内におきまして、今日も事情は同じであります。民間施設をあげて比較いたしますと、最優秀の設備なのであります。なぜならば、八〇%の完成の段階において終戦になつた事実から申しても、新しい設備であることがおわかり

だと思ひます。さような施設を賠償の指定から、移設の命令を適當に防衛することを當時考へて、これの一時使用を國策上私どもは取上げたものであります。しかし原油等の問題からとうていGHQの認可は得られないという見解で、關係当局の御注意もあつて、製品の配給施設にこれを、不足である事実から十分理由があるというお勧めもあつて、タンク施設の使用の段階に入り、今日まで爾來繼續して使用いたしておるのであります。ところが太平洋岸の工場再開の見通しがきき、原油の裏づけがおおむね可能であるといふ情勢を見ました昭和二十四年ごろから、ひとしくこの施設に向つて掘下げ申請が殺到したのであります。その後昨年の夏ごろから、今日の約十二社になり、各社が競願に参加し、御承知のごとききわめて紛糾する問題になつて來たのであります。

○中村委員長 近藤さんに申し上げますが、時間の關係もありまして、簡単にお願いいたします。

○近藤参考人 そこで私も石油業者としてもこの政治問題化した客觀情勢、また石油界の將來の運営を円滑にいたします等のために、これは現在出願しておりますものうち資格のあるもの全員をもつて経営することが、国内相親も回避して、最良の案と考えたのであります。第二は今日石油精製業者は八社ありますが、このうち五社はすでに外資導入済みであります。なお導入済みの会社の経営が、日本人の経営者において強く指導権を把握いたしておればよろしいのでありますが、事實は昔滿洲国が日本の勢力下にありま

も副社長である外人によつて牛耳られておる。また重要な營業政策もその本國であるアメリカとか、ロンドンとかのそれ／＼外油会社の本社に訓令を仰がなければ、重要なことは決せられないのであります。これが外資導入をこれ以上進めなくてはならない、重大な根拠であります。従つて一社の経営でさえきように指導権を握られておるときに、通産當局が石油國策の面で額額の問題、あるいは品種の問題、あるいは国内配置並びに貯油の計画等につきまして、それらの会社を呼んで指導をいたしたときに、一々ニューヨークであるとか、ロンドンへ聞かなければ決せられない。この状態が今日七七%になつておるのであります。精製八社のうち五社、その生産能力の七七%になつておるのであります。残る民族資本といゆる國民の自主権によつて動いておる石油業者は幾らあるか、三社であります。丸善石油、大同石油、日本鉱業、この三社しか民族資本の会社はありません。これらの生産能力は合計で二三%であります。これは最近における外国原油割当の数字から申し上げるのであります。合して二三%では個々に分散しました法人独立の計算から行きますと、わずかに一〇%前後でありまして、とうていこれらの各單位工場としては、將來石油統制が解除されて自由になりましたときに、原価計算で一人立ちができません。かような貧弱なものしか残つていないのであります。かような状態で、同じ原価の競争はできないという点から考へてみますならば、強力な經營能力のあるものは百パーセント外国の指導権にゆだねら

れておるといふのが現状であります。かような状態から四日市の燃料廠は、外資導入された会社、いわゆる外人の指導権にゆだねることは断じてできないというのを申し上げたいのであります。しからば四日市の燃料廠はどのくらい生産能力があるか。皆様すでに御承知でございますが、大體第一期計画として年間五十万トン処理能力には半年もたらずして復活ができません。百万トンに復活するには約一年半ないし二年かかります。これだけの能力を持ちますと、外国原油が同一の値段であれば必ず對等に闘い得るのであります。小さい、能力の貧弱な工場は、同じ原価の外油をもらひまして、そのでかき上る製品は高くつくのであります。競争はできないのであります。かようにいふゆる標準能力と申します年間五十万ないし百万トンの能力を持つた、たつた一つしか日本にはない、民族の、民間の、國民の自由になる、政府の自由になる機關を、それを知つておる今日において、これを外資の、外国の指導下に提供するのはいけしからぬことである。四十二年石油に奉職する私は、あるときは戦時中支那等において石油をやつて、放火されても再び立つて製造をやつておりました。しかるに終戦前、十九年十二月二十日の閣議決定で私の会社は海軍にとられ、それでも終戦後また賠償物件に金をかけてこれを移設から防ぐために努力して参りました。その私でさえもこれは私ども一社でやるべきではないと考へております。これは石油に職を受けるものは、公人として当然考へるべき考へ方でございます。外資を導入した会社がどういふ状態に置かれておる

かといふことは皆さん方にはとうていよくわからないのであります。ことに自分が指導権を握られておる会社の当局者は、自分は骨抜きだとはおそろく申されまうまい。従つてそれらの会社の社長にお会いになつても、その根拠を言葉からなか／＼受取れないのであります。しかし私は石油を四十二年やり、特に国内においては輸入と販売をやりました關係上、どの会社の台所も知つております。ちよつとした營業政策でも一々、外人の認可を得なければとれない。ことに日本に來る外人は決して有力な決定権のある外人ではない。一々本社の訓令を仰いでおるのであります。この事實を知つておるのであります。東亜燃料においても日本石油においても知つておるのであります。かような根拠に立つて私どもは國民として業界人として現状を見て、いとも立つてもおれない感じを持つておるのであります。強く言えば、この事情のわからぬうちはよろしい。しかし事情がわかつてもなおまた外人の勢力下にこれを置くならばこれは國賊だ。断じて天誅を加へるべきだといふ信念で私はおります。そのために諮問委員各位にもその事實を申し上げておるのであります。しかし世間のうわさはまことにたゞごとでない空氣をただよわしております。そこで誠心誠意この事態は議會においても十分に御研究を願ひ、時間を十分に重ねて御研究を願ひたいのであります。もしアンダロ・イラニア石油のごとき、あのイラニアの民族の暴力によつて外国資本を國外に駆逐するようなことを日本も許されるならば、私はこの際目をつぶつて、石油においても日本への外人の投

資を歓迎いたします。しかし以上申し上げましたようにすでに七七%をとられ、事実上一〇〇%の勢力をとられておるにもかかわらず、なおかつ国民総員の協力によつてできました軍事施設を、自由にできる政府が、自由にできる議会が、これをいわゆる外国の指導下に与えられるようなことが夢にもあつては困るのであります。私は敗戦後の日本として、アンダー・イラニアン石油に対するがとき、あの暴力的な革命的なことを日本人はしてはならぬと思ひます。しかるがゆえに、今日において絶対にこの工場は民族資本でやる。すなわち外資を借り入れることはよろしいでありまう。しかし指導権を持つところの出資はさてはなりません。ことに五〇%、一五〇%の出資は、いかにも公平であるかのごとき感を持ちますが、事實はしからずであります。皆さん、お考えになつてもらひなさい。資本が同額であつても、それ以上金を借りています。金を借りたものに頭が上らないのは人情です。それにもう一つ大きな命の綱を握られておるであります。それは原油の供給であります。原油の供給は彼らは専売権を持つておるのであります。物の足りないときは、原油をくれることは神様から物をいただくほど感謝しなければならぬ。ところが今日世界の原油と精製能力のバランスは百の原油に對して六〇%しか生産能力がないのであります。かようなわけで終戦後の今日の安定した状態から行きますと、原油はどこからでも買えるのであります。ところが外資導入済みの会社の方々の構想とするところは、どうしても出資の裏づけがなければ原油の供給は不安であるということなのであります。この一つだけでも、おそろしくうとの方にはどちらとも真相は把握できないことで、石油業者でもわからないのです。なぜならばそう言われてみればなるほどそうかもしれないと思ふでしよう。私も二十数年前から石油業界における直輸入業者であつた立場から、終戦後外国の石油会社と連絡をとりまして、アメリカの五大石油会社の一社であるガルフから外資導入がなくとも原油をせひ買つてくれという電報が来たのを、一月十七日の諮問委員会においても私はそのコピーを皆さんに差上げたのです。差上げたためにこれが漏れてほかの石油会社から原油の引当てをやつておる、こういう書類がたび／＼電報になつて私のところに来ておりますが、それもその後委員会において御披露いたしました。これは資本金十二億ドルでありまして、その石油採油地もアラビア、イラン、ニューギニア、テキサスに豊富に持つておる有力な会社であります。これは一つの例であります。かように活発なる動きが原油供給についてあるのであります。皆さん外資会社に惑わされることなくこの現実を信じてください。私はこれを裏づける書類を今日持つて来ていますからごらんに入れ

かように原油供給の裏づけができないというところが第一、第二は資金がたぐさなかから外資導入をやらなければならぬということ、第三は技術だと言つておきます。ところが第一の原因は以上申し上げるようになきわめて簡単にこれを破綻できます。第二の資金の問題は、今日オイル権とかなんと

かいろ／＼の問題があつて、今日液体燃料の石油ほど重要なものはないにもかかわらず、それをさしおいて将来の緊急性のウエートの少い工場とあわせて考へて、そこに七十億、百億を要するという計画が必然起つて来る。かような計画をするには金が足りない、こういうことに持つて行つておるわけでありまう。私はそういうふうにあえて申したい。

○中村委員長 時間が大分たちましたから簡潔にお願いいたします。

○近藤参考人 かような状態でございまして、いろ／＼現場から受取りますと事態より真相をきわめておるのであります。要は予算におきましては年間五十万トンとして二十四、五億の金で十分に運営ができるのであります。また百万トンにいたしますには約四十億の金で十分に運営ができるのであります。大体かような資金の状態でありまして、これは十億の資本であつて設備資金が十一、二億かかるから、こういうものについては当然重要産業として政府の設備資金より融通して行くべき常軌の範囲の金額である。こんなわずかなものを、以上申し上げるような情勢下における危険な石油産業を、いわゆる自主権を失いつつある現状にあるにもかかわらず、なおかつ外資の権力下にゆだねなければならぬという理由が絶対に私にはないと思ひます。

次に第三の技術の問題について申し上げます。先ほども申し上げましたようにこれは海軍の施設でありまして、海軍の技術将校が外国へ行つてあらゆる努力をし金を使つて、大船の燃料廠のパイロット・プラントで研究して十分に突きとめた上で四日市がああいう

ふうになり用いたしたものであります。従つてそれらの海軍の技術将校の若い連中は、かわいそうに豚を飼つたり村役場に奉職したり、通訳になつたりして国内に分散しております。これらを起用することは彼らの感激を高める上に一石二鳥だと考えます。従つて外人の技術などを使う必要はありません。また将来向上したる技術に對しては、原油供給者は当然商売のサービスとして、彼らからいろ／＼な技術のアドヴァイスを受けることができるのであります。以上申し上げましたように、外資導入をしなければならぬという三大條件は根本から私は成り立たないと思ふのであります。

以上のような次第から私は先刻来申し上げましたように、石油界の最大の実績を持つております立場にありながら、石油界の現状を見まして、民族資本でかつ国民の総力をあげてこの施設を活用しなければいけない、そういう性格を持つており、ことに政治問題化した今日、一社が持つことによつて社会情勢が安定しないということに非常に國に害を及ぼすと考へておるのであります。しかるがゆえに私は現在の競願者あるいは競願以外の人でも有力な人があればこれに参画して、石油界の模範的工場として政府がパイロット・ケース、サンブル・ケースにこれを用いてそしてすでに七八%も進出した、既成事実になつた外資をひびつて行くことが必要です。

最後に一点話させていただきます。それは原油の値段において市場の価格がコントロールできるといふ専門的な商売人の一つの見どころであります。

○今澤委員 その点はあとで伺います

から……。

○近藤参考人 それではまた次の機会にお話をさせていただきますが、どうぞ本件は慎重に御検討願ひますことを重ねてお願いいたします。長時間御清聴ありがとうございました。

○今澤委員 通産大臣はほかの会合のお約束でおいでだそうでありますので、参考人の話を途中で切つてお尋ねいたしますが、石崎さん、それから今の近藤さんの意見をあれ／＼は参考のために御しました。これらの点から見ると、五人委員会では石崎さんはおられなかつたけれども、三菱鉱業の下請であるところの、子会社であるところの三菱系の石油会社に大体お下げるといふ見解がきまつておつたということとを私どもは調査の結果突きとめているのであるが、そういうことはまことに輕率ではなかつたか。それで今度政治的ないろ／＼な輿論の上に立つてそれがやり直されて、またあとで受付の開始をせられるということになつたけれども、これらの実情に對しては通産大臣はいま少し事態を検討して、國民輿論とあれ／＼野党側は一致結束して、四日市の燃料廠のお下げの問題については國民を納得せしめるところの線で行きたいと思ひます。先ほど通産大臣はこれが事態の收拾に努めるといふようなお話があつたけれども、まことに大間違ひである。なお団体お下げを受けるように願ひを出しながら、また個々の会社においてもお下げの願ひを出している業者はけしからぬといふお言葉があつたが、ちやうど業者が二人見えておられるから、そのようならしめない競願を一体ほんとうにやつてゐるのか、それも通産大臣の食言

であるかどうか、この点について二人の業者の方の御答弁を煩わしたい。

以上が私の質問であります。どうぞ通産大臣からお答え願います。

○高橋国務大臣 五人委員会が三菱に内定したということをおあなたは調査して何か確証を持つていらっしゃるお言葉だつたが、意外なこと、先刻高橋君の御質問に対して私もよく申し上げておいたのですが、そういうことは全然ありません。いよ／＼結論を討議するまでは五人委員会の集まりでも、どの会社も適当だとかいうようなことは一切触れぬことにしようという申合せを五人委員会ではしておるのでありますから、それは全然間違ひであるということとを、私重ねて申し上げます。私はあくまで白紙の立場でありますから、どうぞ御了承願います。

○今澤委員 なお今後の見通し、あなたの御意見を伺いたい。

○高橋国務大臣 それはちよつと無理じやないですか。私は白紙の立場だということをお繰返して申し上げます。何か見通しを言えとおつしやるが、私はそれはちよつと無理だと思ふ。これで御了承願います。

○中村委員長 参考人の方、ただいまの質疑に対して何か御発言がありますか。石崎参考人いかがですか。

○石崎参考人 自分自身で單獨私下げの申請をしておきながら、また共同の申請をしておるのは矛盾じやないかという御質問がございましたが、先ほど御説明申し上げました通り、私の会社の大橋石油では、すでに諸般の情勢にかんがみまして、燃料廠の精製設備の私下げは正式に辞退してございます。タンク・ヤードだけは現在お借りして

おりまして、また今後使用せざるを得ないような立地条件にございますので、タンク・ヤードだけは別にして、精製設備の方は辞退してございます。

従つて私の会社としては、新しい合同案に対して賛意を表するに何ら手続上も矛盾はないと存じております。ほかの同じく出願をしていらつしやる会社で、合同案について今御相談中のところでも、話がまとまりますればおそろく單獨出願は取下げられると思ひますが、この点は、いつどちらさんでどういう形式でされるかということとは、私は明確には存じておりません。

○近藤参考人 私が参ります前に、大臣から御質問があつたようにたゞいま伺ひましたが、私だけの立場から申せば、先刻申し上げましたように、国民総力をあげて、ことに石油業者はみんな協力してこれを取上げべきだと主張いたしております意見の持主でありますから、従つて今回石油界の御長老から、これは共同体でやるべきだということでお新しい出願が、十二社の最後に出て参りましたが、これは私どもの年来、ことに最近日を夜に於て各方面説いてまわつておる点でございます。まことにけつこうな案であつて、私は当然のことと思つております。

また大臣がいられれば、私は大臣に対して逆に質問をいたしたいと思つたのであります。これは今日の情勢なり、あるいは政治問題化している情勢からいつて、日本人として当然考へるところにおちついて来たのであつて、なぜ間違つたことをよく改めるにもかかわらず、御追究になるのか、私はむしろそれはおかしいと思ひます。一応のもの順序をきかめための御質問

であればけつこうであります。みなで手を握つて行こう、石油行政の円滑を期そう、一社だけに許してあとの十数社が出血する、かようなことでは後日必ず石油界に波瀾を起し、ひいては政治問題化するのによい懲罰を加へることに気がついたからの反省だと考へるのであります。その点について私は以上の見解を申し上げたのであります。

それから先刻の原油の値段について、二、三分でよろしゅうございまして、発言してよいですか。

○中村委員長 なるべく簡単に。

○近藤参考人 委員長のお許しがありませんから申し上げます。物の足りないときは必ずその価格が上がる。これはもう常識でございます。原油は今日世界的にきわめて円滑に供給されております。従つて日本に数十年來勢力を張つておりましたところのスタンダードとライジング・サン石油、今日の名はシエル、この二社が終戦後日本の石油界の实権を依然として握つております。従つてカルテックスは、アメリカにおいてはスタンダードとデキサス・オイルとの五分々の出資でありまして、元をたどればスタンダード一社と見るべきであります。これが今日の日本に進出して石油状態の概要の姿であります。彼らは出資するかわりにおれから原油を買えという専売を條件としております。従つて専売するところにサーピスのよいわけはございせん。これは人情からも当然だと思ひます。そこで今回の四日市問題は、相手にいわゆるまるかえにならないうで経費をしようというのであります。おさしきにかつてに好きな業者を

呼んでサーピスさせるところに彼らの熱意が豊富にあるのは当然でございます。従つて原油の今日の供給状態がきわめて潤沢であり、熱意をもつてアメリカの五大石油が供給をしようと努力している事実から行けば、必ず安くするのが当然であります。この安くした石油を日本に入れた競争のできる生産能力の標準単位にある四日市を運搬しますと、この一工場のあるおかげで原油を安閑として高値に自分の投資会社に売ることができなくなるのであります。なぜできないかと申し上げますと、幸いにして外資導入済みのいろ／＼の数社の石油業者の株主に日本人が半数以上あるからであります。東亜燃料は四五％でありますけれども、大体このくらい株主がある。これは日本の株主總會において、この価格の不当に高い点を、四日市石油会社の原油仕入れ値段を参考として追究してごらんなきい。これは重大なる重役背任問題として突くことができると思ひます。こういうふうで結局今度は逆に申せば、四日市を外資導入済みになつてしまつと、これはまるかえの工場になりますから、外人の思ふ標準価格の最高の値段で売りつけます。そうするとどういふことになるか。これを牽制するものは何もありません。従つて、もちろん日本内地でも、外国でもどこでもそうでありまして、標準価格というものは最高値段であります。しかし表面から追突すると、標準価格じやないか、それ以上売つていないじやないか、こう申します。ところが實際売買される相場というものは、サーピスのいいものは、標準値から必ず下を行く価格であります。その価格が相当なマージン

があるのであります。従つてそれだけ日本の石油製品価格が高くなります。彼らに全部半引されて、そこで動力と

いい、熱源といひ、ことごとく石油にまつておる状態から行きますと、国内価格が上がる、上ることによつて海外輸出物資の価格が上昇する、従つて英米は世界のマーケットにおいて日本と貿易の競争をやる場合に、石油の原価だけ上げることによつて、彼らはそれだけ楽な競争ができる。こういうこともわれわれは将来自由の通商になつたときに考へなければならぬ重大な問題だと思つておる。ことに石油に対する投資は、金融業者であるとか保険会社であるとか、金だけもうければいいという会社は一つもありません。ことごとく相手は石油会社です。外資を導入してくれておる会社は石油会社です。そこで利益をとるといふ以外に彼らの石油の商略といふものが加味されておることは皆さん十分含んでいただきたい。

従つてこの石油を通して日本の物価の水準を上げ、国内の物価はともかく、国外に対して、輸出物資の値上りを来すように持つて行つた場合に、われわれはある種の慄然たるものを感ずるのであります。何もこれは石油ばかりではありません。しかし有力なものになることはいふまでもないのであります。かような点から、かた／＼私は民族資本において借入れをかりにいたすとしても、指導権を握られるとき五分々々の出資などは絶対にやらないようにお願いしたい。ことに再軍備用の石油といたしましては、御承知の通り安本の計画では二十七年度は五百六十万トンであると言われております。しかるに現在の国内のワン・デー十万バレル

という生産で行きますと、国内原油を
入れて約四百五、六十万トン、百万ト
ン近いものが今日でも不足してあるの
であります。現在の国内民間生産能
力はまだ百万トン以上不足しておりま
す。しかし製油をやつておる民間製造
会社はすでに生産能力は消費の割当数
を上まわつておるのだと想像してある
人もあるやに伺つておりますが、これ
は我田引水でありますから、私どもは
鉱山当局の数字が一番正確なものだと思
います。かような状態のところへ再
軍備用の油が加わるのであります。そ
れらのことを考えてみますと、
も、いよく再軍備ができたときの軍
事機密の最も有力なものは燃料の貯蔵
なり保有であります。これらの点を考
えても、どうしてもこれだけの設備の
ものは、民族資本で工場でも再軍備
用に持つて行かなければならぬ。今民
需においても今日百万トンという事実
から行きまして、当然これを外資の
指導権にゆだねる理由はないと思うの
であります。重ねて補足して御参考に
供したいと思ひます。

○今委員 大体参考人の陳述を聞き
大臣の話聞いてみるに、この四日市
の燃料廠の掘下げの問題は、日本の石
油政策の上に立つ政府の政策に一貫性
を欠いておる。第二点としては、やは
り日本の石油は外資一辺倒ではないか
いと今御意見があつた。大臣の答弁は
これに對してまことに支離滅裂であり
まして、何ら見通しが無いと言われ
けれども、私どもは白洲次郎氏を媒介
に立てて三菱関係の掘下げ運動とい
うものが相当熾烈であつたということも
知つておるし、なおまた日本鉱業はそ
の他の著名人を立てて五人委員会と折

衝を重ね、いろいろ奔走されておるこ
とも新聞紙上に報道せられておる通り
である。通産大臣はこれは業者が自分
のところ掘下げてもらいたいための
一片のデマを捏造したものであるとい
う一片の言葉をもつて片づけられまし
たが、私はこの言葉を全石油業者に伝
えて、通産大臣の言ひ、自分のところ
へ掘下げてもらいたいために一片のデ
マを捏造したものでないやいなやとい
うことについては、当委員会としては取
上げて十分検討すべきものであると存
じます。

なお掘下げの値段も、大蔵省の内田
管財局長に聞きたいのであります。再
三要求いたしましたけれども大蔵省
からは本日はお見えにならぬようであ
ります。これらの掘下げの値段につい
ても、これを一応十三億と定めあるい
はさらにこれを再評価していろいろや
り直して帳簿価格で五十億、さらに今
度は現地に行つてというふうな、輿論
の沸き上ると同時に漸次これらの値段
が高くなつて来たことに對しても、私
どもは非常な関心を持たざるを得な
い。少くともこういう重大な国家的な
問題と、さらには値段をめぐるところ
の一つの利権の問題と、二重の意味に
おいてこの四日市の燃料廠の掘下げと
いうものは重大な問題である。

結論として私どもは公共企業体的な
国家的な資本と民間資本によるこれら
の開発ということが望ましい、かように
考えております。この問題は全般的
な軍需施設の掘下げということより
は、石油という特殊事情のもとにおい
てはこれは別のものである。全般的な
軍需施設の掘下げが時価に比べてどの
程度のものであつたかということも問

題だが、そういった国策とこういう掘
下げというものについては、通産省は
何か一貫した方針を打ち出して、この
方針によつて行くのだというふうなも
のでもつくられたらどうかと思うので
す。そういう一つの燃料国策あるいは
組織国策あるいは電力政策、鉱山政府
等の大きな建前の上に立つた一貫的な
方針を通産省が打立てて、これらの問
題を内閣に答申するということが以外
に、国民の疑惑なくしてこういう問題
をやり得る道はない。そこで委員長に
は、会をあらためて、通産大臣なり業
者の代表なりの述べた言葉は速記録に
残つておるのであるから、いずれが真
なりやこれが対決と、国民に対する疑
惑を解く道がどこにあるかという点に
おいて審議のやり直しをされんことを
要求するとともに、通産省関係の政府
委員の方から私の述べた点についての
概括的な御答弁を願ひして私の質問を
終ります。

○松田(通)政府委員 お答えいたしま
す。通産省自体として燃料政策をは
きり打ち立てることが必要だといふ
御意見でございますが、私も同様に存
じます。さらにはいかなる燃料政策を
持つておるかという点になります。こ
れは先ほど大臣に御質問がございま
して、あとではつきりいたすという御
答弁がございましたので、ただいま私
からそれを申し上げるよりは、大臣の
御指示によりましてそれをつきりさ
せたいと思ひます。

○風早委員 時間も経過しております
から、ただ、二点だけ、これは東亜
石油の近藤社長にお尋ねします。近藤
社長は四十年間も石油の関係をやつて
おられ、専門的にも非常に深い方であ

られますので、私はこの際二、三お尋
ねして、参考にしたいと思ひます。
まず四日市の海軍燃料廠をあなた方
が確保し、これに補修を加えた場合に
おきまして、その能力というものは、
太平洋沿岸に今あります輸入原油の処
理工場の原油処理能力に對して、實際
どのくらいの割合になるのであるか。
これを實際の数字なり、割合について
お示しを願ひたいと思ひます。

○近藤参考人 御質問の生産能力の対
比の点でございますが、先ほど申し上げ
ましたごとく、半年間くらいの整備
期間を要すれば、五十万トン。その五
十万トンの第一期計画を国内生産の率
と對比いたしますれば、大体今日四百
四、五十万トンに年間なるはずであ
ります。それに對して五十万トンが加
るのでございますから、約一二％くら
いになります。それから第二期の
整備をいたせば、百万トンになります
から、從つて百万トン對それ以外の四
百四、五十万トンとの對比になります
から、約二割五分ぐらになります
が、そういうような数字になります
。

○風早委員 あなたは、先ほど非常に
重要な発言をされたと思ひます。日
本の石油業というものが、ほとんど
七八％も外資に握られておる。從つて
原油処理能力も實質上はもう百パーセ
ント握られておる。こういうような問
題は、日本の立場からいってきわめて
重大である。從つて今後の問題として、
いたずらに外資導入をして、また／＼
その支配力を増強させるといふような
ことは、少くも日本人としては考え得
べからざることである、こういう重要
な御発言があつたと思ひます。ところ

で、實際問題といたしまして、この四
日市の海軍燃料廠を確保し、きわめて
近い将来に二五％まであなた方確保
し得る、あくまでこれは日本の資本
で、日本の技術で、また皆さん方の日
本の経営力で二五％を支配できるとい
う場合に、それによつて他の外資導入
下の、つまり外資支配下の能力に對
し、その運営に對して、どういうぐあ
いにしてその牽制をし、かつ駆逐して
行くか。こういう点については相当具
体的な方策をお持ちであると思ひま
すが、この点はどういうお考えを持
つておられますか。伺いたいと思ひま
す。

○近藤参考人 外資導入下の会社を牽
制する具体案に關しては御質問のよう
ですが、先ほど私の陳述の中に申し上
げてあるごとく、一番かんじんのこと
は価格の問題であります。価格は経済
に及ぼすことが一番重大な問題です
から、從つて他の問題では牽制するこ
とが非常に困難と思ひます。一番かん
じんな価格において、先ほど申し上げ
すように、原油の一種の供給に對する
独占権を与えるがごとく投資の行き方
はいけません。それをばはむことによ
つて、完全にいわゆるフリー・コンベン
ションの状態において原油を入手
できる。この仕入れの仕方を、独占さ
せないで、世界市場に向つて自由にど
こからでも買えるというコンデショ
ンを確保することによつて、私はかれ
らを牽制することができると思ひま
す。

○風早委員 あなた自身の会社に對し
ては、おそらくスタンダードだと思
うのですが、ほとんどその支配下に実情
はあると思ひます。こういう立場を考慮し

て、なおかつ他方において四日市の私下げに対してそれに参加される。そうして今言われたような価格にしまして、また原油の供給独占権の排除にしまして、そういうような点について、相当有効な手が打てるというようになことを考えておられるわけですか、その点をもう一度。

○近藤参考人 あなたはおそらく私の会社を間違えておられるのじやないかと思う。私は東亜石油株式会社でありまして、スタンダード石油の五五%出資いたしておりますのは、東亜燃料であります。従つて私はスタンダードと何の関係もございません。

○風早委員 あなたの会社には外資が入つておらないですね。

○近藤参考人 入つておりません。

○風早委員 それで非常にすつきりしました。そういたしますと、日本の石油業というのは戦前、戦時においては、どういう役割を持つたかということ、今さら申すまでもないわけですが、また、戦後においては、日本の陸海軍にかつて、主として米空軍の需要に應ずる役割がやはり支配的であつたと思ふ。これに対して、結局、同じく高オクタンガソリン精製というような点が、今後日本の石油業の重要なものになり、かつこれが外資を排除して進出して行くという場合において、その販路、市場というものは、具体的には大体どういう将来性を考えておられるのであるか、その点をなおつてお答え願ひたいと思ひます。

○近藤参考人 四日市を起用した場合の販売の目標はどこに置くかという御質問でございますか。

○風早委員 四日市のみでなく、日本

の石油業の将来の販路です。

○近藤参考人 われ／＼石油の業者から考えますれば、国内の供給を潤沢にして、でき得べくんば日本国内の労働の全的活用をいたして、やはり紡績のごとく、原料を輸入して製品を国外に輸出したいというのを念願としております。またこのときある程度制約される部分は、南方、近東に近づくに従つて原油の産地に接近するのでありますから、自然われ／＼の輸出する区域は支那大陸とか朝鮮とかいう方面に制約されるのではないかと、原油の出る場所、石油生産基地よりも遠隔の地に持つて行つて販売する以外に販路は成り立たないのでありますから、それらの目標を期待しておりますが、しかし現状においては日本の生産力は、将来の再軍備あるいは経済復興の民需の上から、とうていまだ輸出を考えなければならぬ段階ではないと思ひます。

○風早委員 輸出とはいはしても、輸出の相手方はごく手近にあるのであつて、現在ではこれが外資であろうとなかろうと、やはり高オクタンガソリンが航空機あるいは戦車などに用いられるであろうというところは常識上きわめて明らかなだと思ふ。従つて現在においては主として米空軍、米陸軍の需要というものがこの生産物の市場である、こういうことが当然出て来ると思ふ。また現在をもうだと思ふのです。そういう点で、あなたはこの外資の支配という点を——ただその経営あるいは経営の利潤、こういういろいろ／＼な面について、結局外資のコントロールがもうほとんど圧倒的であるという点を非常に問題にされた。その限りにおいて私どももそれはよくわかるのです。し

かしながらもしもその根本において、やはり米軍の需要というものがこれらの石油業の現在並びに将来の市場であるという場合に、どうも日本の立場といわれるあなたの考えが少しばかりずれて来やしないかというのを私は印象づけられるのです。そういう点はどこまで一体考えておられるのか。将来米軍に対して日本自身の強大な再軍備ということをおなたは予定せられて、これを予定した上で先ほどのような御議論が出るのか、こういう点が一つはつきりしないのです。その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○近藤参考人 再軍備の規模の大小は私どもには専門外でわからないのであります。新聞紙上に散見する程度のものを目標にいたして、現在民需も不足だし、また民間伝へられる程度のきわめて廉価な計画の全貌を對象としたとしても、やはり国内生産の力というものがきわめて不足しているという事実が立つてあつた四日市の設備は石油生産に使われなければならぬ、こういう基礎のもとにすべての主張が立てられているのであります。また強力なる再軍備であるかといふことは、従つて私どもは何らこの考え方のうちに資料として考へてはおらないのであつて、現状においてなおかつ確実に石油の生産一本に行けばいいのであつて、オイル・ケミカルその他石油を基

状態のときであるから、ひさしに人を入れ、座敷に二、三の人間を入れてもいいじやないか、貧困なりに現在の設備を全的に活用する、そういう計画にすべきだといふ点を今日において申し上げておるのでございます。要は、石油に集中してあの設備を復活する、数字的にきわめて不足の状態であるといふことが幾度でございまして、再軍備の構想いかによつては今日なをさらに必要であつて、われ／＼は現状だけでもきわめて不足の状態であるから必要だ。その必要ないゆる効力のある、活用度のきわめて緊急性のあるもの、また日本の石油行政というものが百パーセント外人の指導権にゆだねられれば、日本の石油国策の自主性がなくなる、この点が私の主張の要点であります。

○風早委員 もう一点だけ伺ひたい。私はこの石油というものが今どういふことに使われているかというその実際用途、言いかえれば石油の市場関係、そういう観点からまず出発いたしましたので、それが今アメリカの軍用に主として供せられておること、もう一つこの石油業が相当もうかるということの二つですが、そのことと外資導入といふことが不可分であるといふふう

に、今までの実績から見ますと考へられるわけでありまして、そこで今あるいは安全保障條約なりあるいは行政協定なり、こういう線が政府の一貫した線でありまして、経済的な面から見まして、日米経済協力というものがまた一貫した線です。そうした場合に政府の、あるいはまた結局は通産省の考え方からして、この四日市の私下げについてはあなたの考へられているような民間

私下げの考え方というものは大分隔たりがあるように考へられるわけですが、これは政府の一貫した今の政策、方針から出て来ることだと思ふのです。かりに民間だけに払い下げるといふにしても、その場合にはやはり三菱にしても、三菱といふことは大臣は否定しておりますが、結局は外資と密接不可分に結合してある。民間に払い下げにつきましてもそういう会社へ払い下げる。言いかえれば現在のやリコントロールを百パーセントそこで可能にするような形で私下げが行われる、こういう一つの見通しが今の政府の政策からしては立つわけですが、これに対しては、もちろんあなたは、先ほどの今澄君に対する御答弁では反対であらうと思ひますが、しかしながら事實はそういうところに来ておると思ふのです。ですから、私はあなたの発言は非常に重要な発言だと考へておるわけですが、そこで時間もありませんから、それでは積極的にならうといふにしたらよろしいか。あなたの方は日本民族の資本として石油業を興そうとされる立場から四日市の私下げを考へておられる、こういうことであらうと私は了承をいたしますから、その立場から具体的にはどうしてもらいたたいという考へ方を、われ／＼がこの問題について委員会としての判断をする場合において、これはぜひとも伺つておきたいと思ひます。また現在の法規その他についてこういう点が非常に障害になる、こういう点もお気づきでしたらあわせて伺ひたい。あなたのいろいろ／＼な御要求というものを私どもはここで十分取上げたいと思ひます。

○近藤参考人 四日市の取上げ方につ

きましては、先ほど御質問の節に申し上げましたように、石油の精製に経験を有する者にして、かつ出願する熱意のある者の共同体が私は望ましいと思うのです。むろん今日すでに数年間賠償指定物件にあげられた危険なもののへの投資、この薄氷を踏むようなものの財産を投資して、国家に寄与しましたところの大協石油さんとか不肖私ども東亜石油であるとか、現在使用して国家に貢獻のあつた者を如える。要するに競願者のうち現在の使用者並びに石油の精製に経験を持つ者に対してコンボレントして、今日使用を許したらよいのではないか、これが私ども主張する案であります。

なほこまかく申し上げれば、現在すでに外資導入済みの会社は遠慮してもらいたい。民族資本で石油の精製業をやつておる者並びに現在使用しておる者で協力申し上げたらどうか、かように第一案として意見書を私は通産、大蔵両大臣に出し、前通産委員長小金さんにも出したことがあるのです。早くこの通産委員会を取上げていただきたいということは、昨年の九月十七日に私は通産委員長あてに出しておりますが、不幸にして半箇年間遅れた、さやうなわけでありますが、今日の業界の競願をめぐつての動き並びに政治的、社会的な情勢を考えまして、この重大な国民総力の犠牲によつてできた設備を将来活用するには、競願者のうちの全石油業者、現在の使用者を含めたものというように、範圍を広げてコーポレートするように、第二案でありました。これを第一案に置きかえて行くことが望ましいと考えておるのであります。

なおもう一つ具体的に申し上げてみますならば、先ほど大臣から逆に御質問があつたという、石油界の長老組五人で約半月前に出願の最終に出ました案が、すなわち私の以上申し上げる案と完全に一致しておるのであります。石油精製業者並びに現在の使用者をもつて、国策的な目的のためにコーポレートして運営すべきである、こういうことが根幹になっております。従つて私はこれに賛願の皆さんが合流して、業界が一本になつて、しかも国策本意にこれを運営するということで、両院並びに官の了解を得て行きますれば、きわめて円満な仕上げができるのではないか、これは各方面でこれを使用した方がいいというふうに考えております。

○風早委員 最後の御発言ははなはだ矛盾もはなはだしいのではないかと私は思うのです。あなたの昨年の九月十七日に出された案に従えば、これは先ほどあなたが言われたその精神に合致しております。しかしながらこれは全石油業者となりますと、あなた自身が十分に認めておられるように、七八%も現にもう外資の支配しておるし、また実質上はもう百%以上もその運営の支配をやつておるといふ、すべての石油業者を含んでそういう出願をされることは、ただ自分の会社も一枚割込みたいという商売上のことになるだけの話でありまして、むろんそれもあなたとしては別に無意義ではないと思ひますが、しかしながら先ほどの真に外資を排除して云々と言われたことはおとそ縁が遠い実情になると考えられる。おまけに今後これらの外資支配が、全面的に四日市に及ぶことは当然出て平

ることです。でありますから、先ほどの御発言とは矛盾し、われ／＼はなはだ不満足を感じる次第です。非常に動搖しておられるということが事実であるとすればやむを得ません。私どもは事実としてそれ承つておきます。すなわち大臣にこれについての所見をただしたい、この点は大臣が出席のときに留保して私の質問を終ります。

○中村委員長　午前の会議はこの程度にいたし、午後二時より再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後二時四十二分開議
○多武良委員長代理 休憩前に引続き
會議を開きます。

臨時石炭飢害復旧法案を議題とした
します。この際本案施行のため出張中
航空事故のため死亡した資源庁飢害第
一課長西尾善作君に対し、委員会を代
表いたしまして深く哀悼の意を表しま
す。なお本案審査のため栗田數雄君、
三村保君、宮崎光次君を参考人とい
し、その意見を求めたいと存しますが、
御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○多武良委員長代理 御異議なければさようとりはからいます。質疑の通告がありますから、これを許します。村上勇君。

○村上(勇)委員　臨時石炭鉱害復旧法案に關しましては、地元の各市町村に非常な強い要望があるのであります。われ／＼はこの法案の急速な国会通過を念願するとともに、この法案によつて、非常な問題を惹起するという点について、十分な意見を聞いた上で、この審議に入りたいと思ひます。この意

味において、ただいまの参考人としての三氏に、要点だけでも説明の聞けることは非常に有意義だと思いますので、そのようにおとりはからいあらんことをお願いする次第であります。

○多武良委員長代理 福岡県鉅害対策
組合連合会副会長栗田數雄君。

○栗田参考人 私は福岡県の炭鉱被害
による被害者代表の栗田であります。
公述に先だちまして諸先生方に一言
御礼を申し上げたいと存じます。福岡
県の鉱害、いな全国の鉱害問題につき
まして、さきの国会におきまして特別

飢害復旧措置法案を御制定いただき、また鋳業法の改正にあたりまして、いろいろと私どもに御同情あるお言葉、御決議をいただきましてまことに御座ります。さうして今國庫

時石炭飢害復旧法案がきよな意味からここに提案されるに至りまた点から厚く御礼を申し上げます。ただ私ども今からは、お願ひ申し上げたいと考えますのは、私どもに御同情ある立場からこの臨時石炭飢害復旧法案が出て参つたのでございますが、この法案をつぶさに検討いたしました参りますと、私どもも

害者がこの法案自体をのみ破壊して、
これは、被害者として将来非常に困
不安な立場に置かれることは、被害者
石炭の開発にも非常な影響があるも
と私は考えます。この意味から被害
の立場ということだけでなくて、一歩
進んで将来の石炭採掘に對する大き
支障を來す問題としてお取上げを願
たいと考える次第でございます。

第一、私どもがこの法案に反対い
しますのは、第七十三條から五條に
ります、一応の効用回復ができた後

おいては炭鉱の責任が消滅するということでございます。御承知のように、私どもは鉱業法の改正にあたりまして、一応原形復旧を主張しておるのでございます。今穀ドイツ、イギリス等に政府その他から御派遣になりました方に現地の状況を承りまして、私どもは当然原形復旧がなさるべきだという主張を曲げないものでございます。しかも現在の鉱業法が金銭賠償で、しかも金銭賠償の額が非常なわずかな額に制約をされておるようにならぬように、そういふことであつて、制約されたとする金額で、効用回復はある程度の形をつくつてやると言われるだけで補償の打切りをされまして、御承知のように福岡県の鉱害は非常に膨大なものでございまして、全部つくり土をかえて農地の改良事業のようなことをやることはできかねるのであります。従つてボタを下に置いてある程度山土を持つて行く、あまりおもしろくない土でも一応置いて、ただ農業土木の上から鉱害復旧の面がなされておるといふことが多いのであります。そういうことになりましたと少くとも三年、五年はできません。實際私どもの知つておる嘉穂郡の一部では、山土ばかり入れておつて今日まで二十年の間まだほんとうの田ができないというような現実の面もあるのであります。それらのものがあることによつて、今回は修正されて三年以内という一つの特別の條章はできましたけれども、今申しますようなことから、やはり鉱害復旧である以上は、炭鉱の方に免責措置をとつていただくことは困ることです。これを具体的に私が数字を申し述べてみますと、福岡県の賃貸価格は大体十

九円五十八銭というように資源庁並びに農林省では割出されておるのであります。炭鉱地帯の今現実に被害を受けておるところの賃賃価格を調査してみますと、最低十六円から二十四の線でございます。大体において十八円程度でございます。十八円にいたしますと、この法案によつて定められたところの二倍ないし五倍ということになります。最高が九万円、最低が三万円、平均しまして六万三千円でございます。ところがこれは田が全部陥落した不毛田にそれだけ出されることになるのであります。傾斜田はその傾斜の度合いによりまして、また炭鉱の負担が下つて参ります。少くとも実際の面では、これが五万円程度以下になるのじないかということはこの法案を見て憂慮するものであります。法案自体の実施にあたりまして、より以上とすることはなく、困難であると思ひます。ところが一方耕地の復旧をする価格は、現在農林省で大体において反当十三万八千円を限度として、国家がその半額を助成せられております。その十三万八千円を先ほど申しますように一応工事ができ上るのであります。山土を入れるとか非常に粗悪な土をもつて埋められておるといふ場合は打切り補償の場合で、これは政令で定められることになつておりますが、今資源庁なり農林省で構想を練つていらつしやる内容を承つてみますと、大体において表作で三万二千円程度、裏作でそれに加算されまして大体四万円程度でありまして、ほんとうに百姓から申しますと、稲のできないようなところ三年を期間として四万円程度で打切りがなされておるのであります。

これは被害者とするならばいかに精を出して堆肥をこへ入れましても、少くとも八万円程度を——これは人によりましては十万元以上を主張しておる人もありますが、私も一応そういう線ではなくて、適當の八万円と仮定するならば、十三万八千円に加ふるに最悪の場合は八万円という金がかかりますから、二十一万八千円になる。二十一万八千円になるのに炭鉱の負担が五万円をこゝであつて、はたしてその差額を政府に御補助願うことができないか。これは私も一般耕地改良におきまして、農民の血の出るような金を半額出す場合において、政府に五割を出していただいておりますのでございませう。一方炭鉱業者が炭鉱によつて相當の利益をあげられる場合において半額以上、要するに三倍の十五万円の金を御補助願うことができるだろうか。そういうことができないかということが一応考えられるのでございまして、この点はやむを得ざる場合はともかくとしても、現在の法案というものは、これでもつて免責措置をとられることはわれ／＼は絶対反対でございます。次はお手元に差上げておりますように、家屋、墓地等の非公共事業に對する措置でございますが、これはただ単に炭鉱側と被害者との協議を行つて、中間の勞をとつていただくことによりまして一時金を貸していただくことになつております。しかしながら私も被害者としては、石炭増産のために常により多く犠牲を払わされておるのでございませう。家屋、墓地につきましてもさきにいろいろ／＼／＼願ひましたように、戸障子がたたずにはんとうに困つております。それらのものが放任され

て、ただ単に通産局長の裁定その他でもつて措置せられる、国からは何もいまだかないといふことはまことに被害者としては困るのでございまして、これは炭鉱並びに市町村連盟の方でも強く主張せられる点でございます。次は炭鉱並びに市町村に關しますところの負担でございます。これらのものが三つの條項において取上げられておるようでございまして、すなわち農地及び農業用施設の復旧の一部を負担せられる場合と、それから事業団に對する地方公共団体の負担、さらに炭業者が不明である、あるいは費力がないといふ場合において、市町村並びに炭がその額を負担しなければならぬ。果も市町村もともにこれは被害者でございまして、それだけの余力はない、こゝういふ意味から炭並びに市町村と同様私ども被害者としていゝゆる税を負担する者として反対せざるを得ないのでございませう。第四におきまして、七十八條でもつて一応復旧計画によつて工事をやるのだが、それができない場合においては復旧の不適用として除外する、その土地はそのままほつたらかすといふようにできております。こゝういふことになりまして先ほど私も数字をあげて申しましたように、一定の金額に制約されておりますと相當大なる土地が不適格地として将来放任されるのではなからうか。要するに炭鉱のできますところの地上権を持つておる農民は将来どこに行か、何に生業を求めるといふことになつて参りますから、こゝういふものが濫用せられるといふことになれば、将来炭業者の設定にあつて、被害者は断固これに反対をするものと

考えております。これらの問題は、最後にいかになる場合でも、被害者が納得の行く線でやられるならばともかくも、今回の法案によりましては、農林大臣、通産大臣の政令によつて、不適格地として認められて打切り補償のうき目にあわなければならぬ、かようなことになるわけでございます。私も被害者といひましては、被害民自体の現在の苦境はもちろんでございませうが、将来の石炭炭業者の復旧等にあたりまして、この法案がもしこのまゝ成立するといふことになれば非常な支障を来すといふことで、今回上京して参つて先生方にお願ひしておる次第でございます。はなはだ簡單でございますが、これで終ります。○多武良委員長代理 ほか参考人から何か補充することがございませうか。——三村保君。○三村参考人 福岡県の被害者代表の三村でございます。本日参考人として諸先生方に意見を聞いていただくことになりましたことにつきまして、厚く感謝申し上げます。ただいま栗田代表から説明がありましたから、おわかりになつたと思ひますので、私が考えてはかたに氣のついておるところだけ敷衍させていただきます。御参考にしていただきたいと思います。この前炭業法の審議されましたとき、被害者が最も憂慮しておりましたのは、百九條の賠償規定であつたのであります。当時、栗田代表も申し上げましたように、われ／＼／＼としてはどうしても原形に復旧していただきたいといふのが希望でございましたけれども、諸般の事情上、どうしても對価で賠償するよりはかしかたがないといふ

ようなことで、炭業法が一応成立を見たとお伺ひしておるのであります。ところがその炭業法の成立しますときに、これでは被害者側をほんとうに救ふことはできない、何とかして被害者側を救つてやりたいといふようなお氣持から、国会におかれましては、附帯決議をしていただいたのであります。従つて被害者側といたしましては、この附帯決議が實際に行われる場合には、炭業法の百九條の賠償規定の不満はそれによつて救われるといふことを非常に期待しておつたのであります。ところが今度出ました一般炭害復旧法案を見せいただきましたところ、賠償の規定が、炭業法に規定せられておりますところの百九條の範囲内で復旧しようといふようなことになつておるようでございませう。従つて被害者が当初期待しておりました對価賠償以上の線には少しも出ていない。そののみ炭炭炭業者が当然負担すべきところの賠償責任を事業団に転嫁しておる。今度の場合は、賠償の責任は事業団にあるといふふうになつております。炭害の未回復分についても、事業団が一応賠償するために、被害者としては炭鉱側にこの實際の苦痛を持ち込むことができないといふふうになつておるのであります。この点について、栗田代表の申しましたように、賠償打切りといふことは被害者側にはたえられないところでありまして、ぜひとも修正をしていただきたいと思ひのであります。それから家屋關係であります、七十九條から八十六條にわたつております。一応基本計画が設定された場合

に、その基本計画内の家屋所有者は、これを復旧する場合、一応通産局長の許可を受けなければならないというようになつております。炭鉱のために被害を受けてそれを復旧してもらうのに、何がゆゑに通産局長の許可まで受けなければならないかというようなことを考えております。

その次に、鉱害で家屋がいたんだものを復旧する場合に、より以上にきれいになつた場合には、被害者がその受益した分については負担しなければならぬとなつておりますが、これは鉱害以上にきれいになつて行く場合には、その費用は当然被害者が負担すべきであります。しかしその半面鉱害を復旧するために、家屋を被害者側は一応明けないければならない。ある場合においては営業を停止しなければならぬという状態にあるのでございますが、被害者側が受益した場合は、その受益分については費用を負担しろ、こうなつておりますけれども、反対に被害者側が不利益の場合には何ら規定されてはいない。少くとも被害者側にこういう負担する分をはつきりする以上、また鉱害を復旧するために特に著しく被害者側が損害を与えられた場合には、当然炭鉱側としてもその分に対して、補償することを規定していただきたいと思つております。あとは栗田代表の分と重複しますので、これで終らせていただきます。

○多武良委員長代理 宮崎光次君

○宮崎参考人 本日参考人としてこの席に選ばれたことを厚く御礼申し上げます。と同時に今度の臨時石炭鉱害復旧法案という弱い者のためにならなければならない法案が逆になつてい

いうことを憂へまして、特にこのたびのこの法案につきましては、先生方の絶大なるお骨折りをお願いしたいと考えております。前代表が申しましたごとく、打切り問題とか、かれこれこの法案にあります、この法案をほんとうに弱い者を助けるという意味の法案にしていただきたいと思ひます。實際現地におきましては、毎日のごとく社会問題が勃発いたしまして、われわれは農民の指導者として実に感慨無量な点があるのであります。ここでそういうことを一々取上げて申すべきではございせんけれども、實際の面にあたりましてほんとうにわれわれ世の中を憂へるようなことが起るのであります。この点も一応御研究してくださいまして、この法案に限りせむ弱い者を助けるという線をもつて慎重にお考え願ひたいと思ひます。簡單でございませうが、私どもの意をくんでいただくように切にお願ひいたしまして参考意見を終ります。

○多武良委員長代理 ほかにお質疑はございませうか、別にないようでありますから、本日はこの程度にいたし散会いたします。

なお参考人の各位に対しまして、当委員会に対し率直な御意見を開陳していただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

次会は明二十二日午前十時半より開会いたします。

午後三時十二分散会